

信用保証協会の取組みと よろず支援拠点との連携について

令和 7 年 2 月 4 日

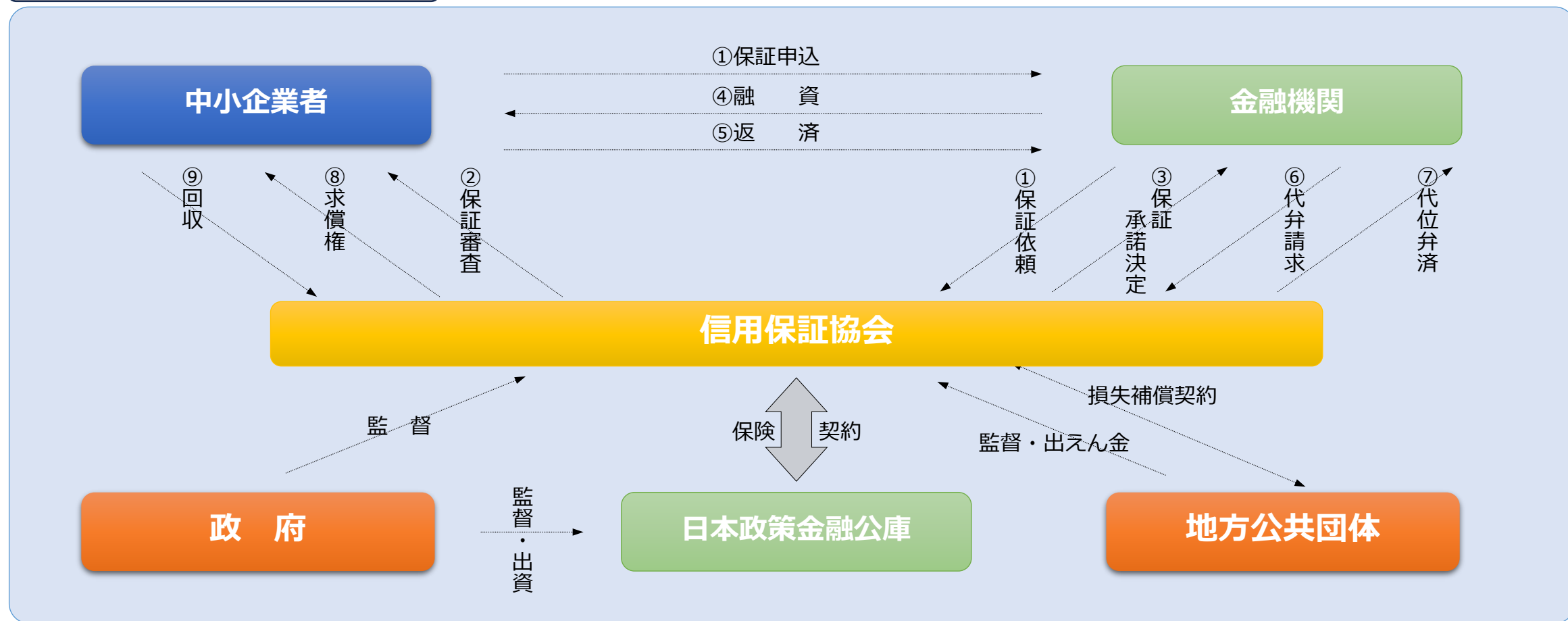
一般社団法人 全国信用保証協会連合会



1. 信用保証協会とは

- 信用保証協会は、中小企業が金融機関から貸付を受ける際にその借入債務を保証することで、中小企業の事業資金調達の円滑化を図り、その健全な発展を促進することを目的として、信用保証協会法に基づき認可された公共的な機関。現在、47都道府県と4市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）の計51協会がある。

【信用補完制度のしくみ】



1. 信用保証協会とは

- 令和5年度末の保証利用企業者数は約**150万**者。うち、**6割以上を従業員数2名以下のきわめて小規模・零細な企業**が占めており、各信用保証協会はかかる利用者層の特徴や地域の実情を踏まえながら金融支援、経営支援を行っている。
- 信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進めるため、平成30年に、中小企業に対する**経営支援業務**が信用保証協会の業務として法律上に明記された。

信用保証協会の事業概要

●保証利用企業者数（令和5年度末時点）

利用企業者数149.8万者（（※）保証利用度45%）

うち、従業員2人以下 89.3万者（60%）

（※）保証利用度…保証利用企業者数÷中小企業者数

●信用保証実績（令和5年度の年間実績）

保証承諾 62万件、 9兆9,983億円

保証債務残高 294万件、 36兆4,597億円

代位弁済 4万件、 4,946億円

○保証協会の総職員数

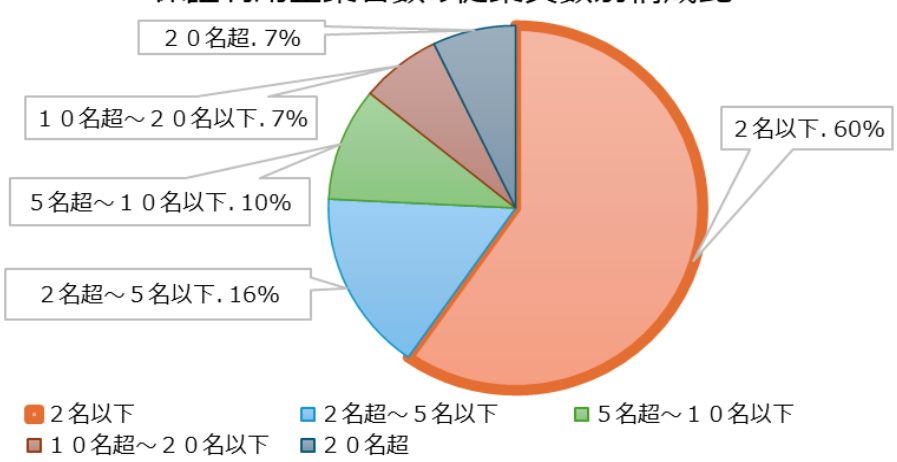
約 **5,800** 人

○本支店数

183 拠点

※ 職員数は嘱託、パート、アルバイトを除く。

保証利用企業者数の従業員数別構成比



信用保証協会の業務

○保証業務

中小企業からの保証申込に対する審査を行います。

○経営支援業務

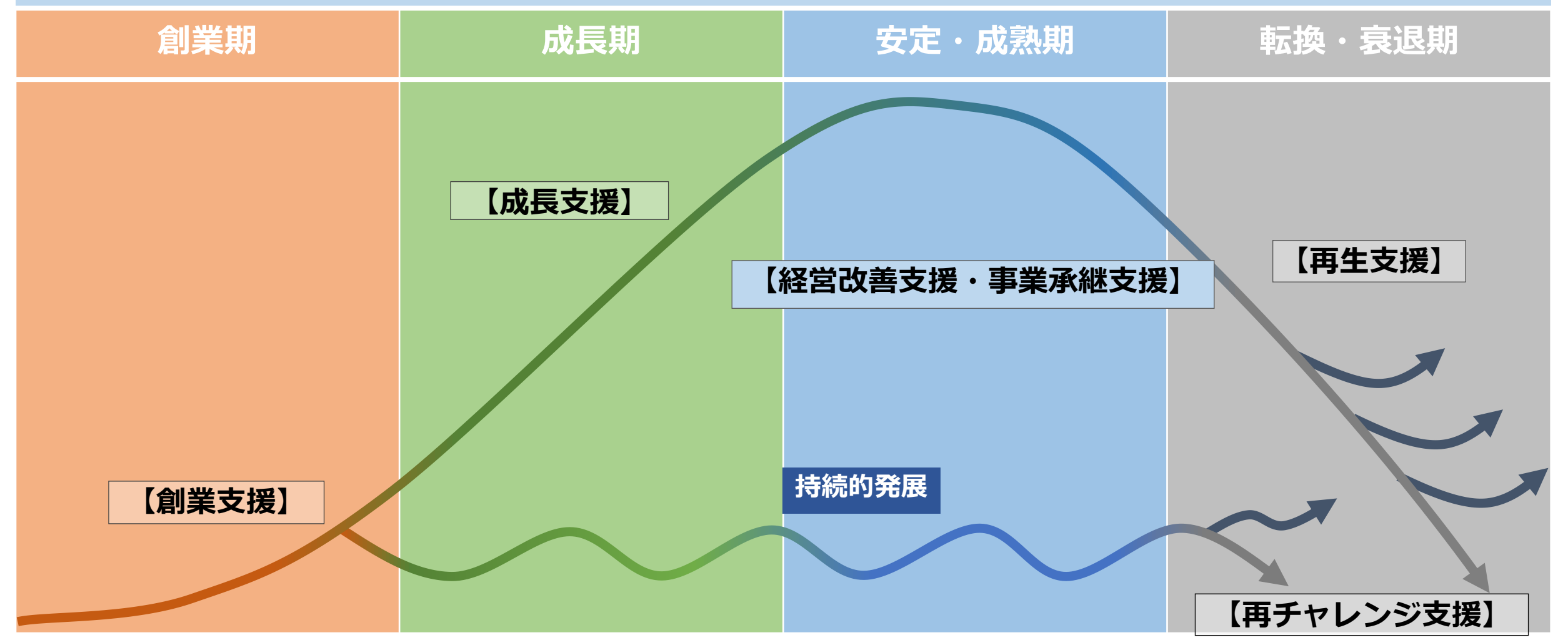
中小企業が抱える経営課題の解決をサポートします。

○期中管理・回収

中小企業の返済が滞った場合に、条件変更を行い事業の継続・改善を支援します。調整が困難な場合は、金融機関へ代位弁済を行い、債務者の実情に即した回収を図ります。

2. 信用保証協会の経営支援

- 信用保証協会の経営支援は、様々な課題を抱える中小企業者の課題解決に向けて、事業者のフェーズに応じたきめ細やかな支援が必要であり、財務改善等の**経営改善支援**のみならず、**創業支援、事業承継支援等も含めた広義の経営支援、事業再生支援**などが求められているところ。（信用保証協会向けの総合的な監督指針より引用）

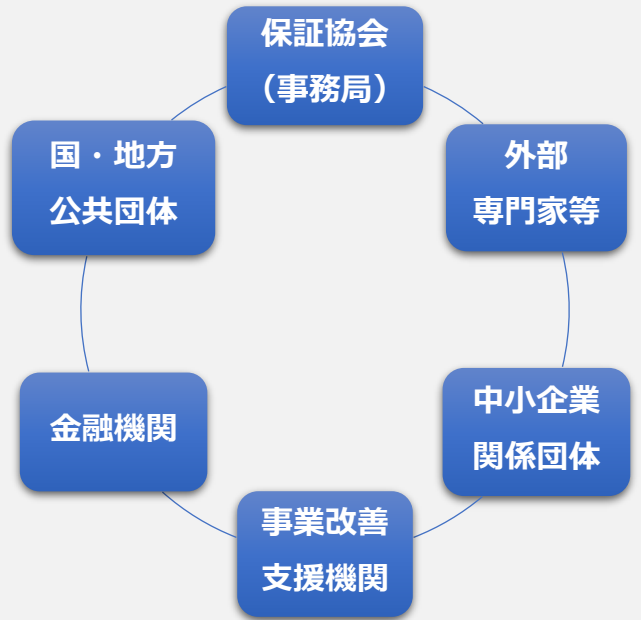


2. 信用保証協会の経営支援

- 信用保証協会の経営支援は、中小企業の支援に携わる関係機関が情報共有等のネットワークを形成する「側面支援」と中小企業者を直接支援する「個社支援」の両面から支援。

側 面 支 援

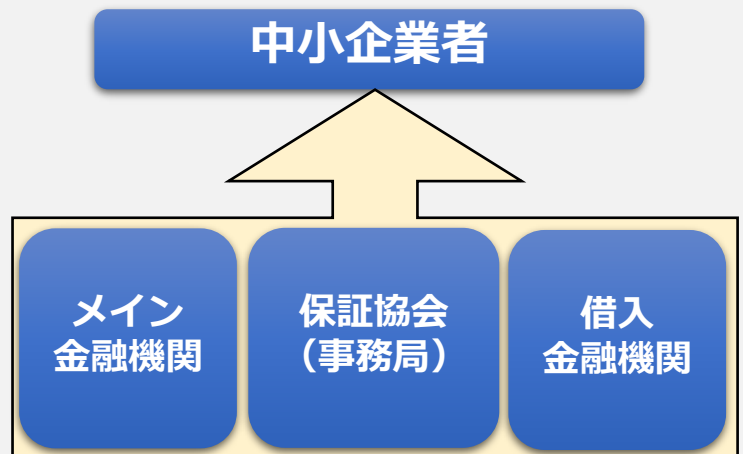
○中小企業支援ネットワーク会議



・中小企業の経営改善・事業再生・事業承継等に携わる関係者が、各局面の最新情報等を共有することで、地域の中小企業者への支援体制・ネットワークを形成する。

個 社 支 援

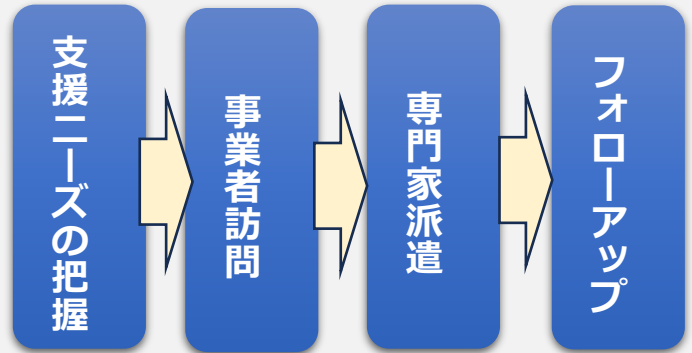
○経営サポート会議



・経営改善に不可欠となる金融支援の実施に際して、中小企業者、金融機関、保証協会が一同に会し情報共有、経営改善の助言等サポートを実施。

※令和5年度開催実績 5,105企業

○専門家派遣



・中小企業者の悩みや課題に応じて専門家を派遣し、経営相談や財務診断、ワンポイントアドバイス、経営改善計画の策定等を支援

※令和5年度派遣実績

9,152企業 (32,081回)

2. 信用保証協会の経営支援

- 信用保証協会の金融支援・経営支援は、信用補完制度自体のあり方から民間金融機関の資金的・人的リソースを活用させていただくことを前提としている。限られた人員で多くの事業者を保証していることや、下記の金融機関との特性の違いから、金融機関のご協力によらざるを得ない。よって金融機関との連携は極めて重要。
- モニタリング後の支援実施フェーズ等においても同様であり、いかにして金融機関との連携を強化しながら経営支援、事業再生支援の実効性を確保できるかが重要。（『信用保証協会向けの総合的な監督指針（抜粋）』も御参照）

信用保証協会と金融機関の特性

信用保証協会

- 各信用保証協会は多数の金融機関と取引しており、人的リソースや拠点数が金融機関と比べると少ない。
- 事業者との接点は、基本的に、保証申込や条件変更申込等のクレジットイベント。なお、保証申込の99%が金融機関を経由して行われる（条件変更申込の場合は100%）。
- 金融機関からの決算書、業況報告書等の提出や、金融機関との情報交換を通じて、事業者に関する財務・非財務両面の情報を取得。

金融機関

- 人的リソースや拠点数が信用保証協会に比べると多い。
- 事業者との距離が近く、定性情報含め事業者についても情報も多く持っている。
- 財務諸表（決算書・試算表）だけでなく、預金口座の動き、融資以外の取引状況や日頃のコミュニケーションを通じて、事業者の業況や資金繰りを把握し、早期に異変に気づくことができる。

【信用保証協会の人的リソース等】（全国値）

保証協会の総職員数 約 **5,800** 人

本支店数 **183** 拠点

※ 職員数は嘱託、パート、アルバイトを除く。

全協会職員でモニタリングを行うと仮定しても、単純計算で1職員当たり約250者に相当。

〈参考〉

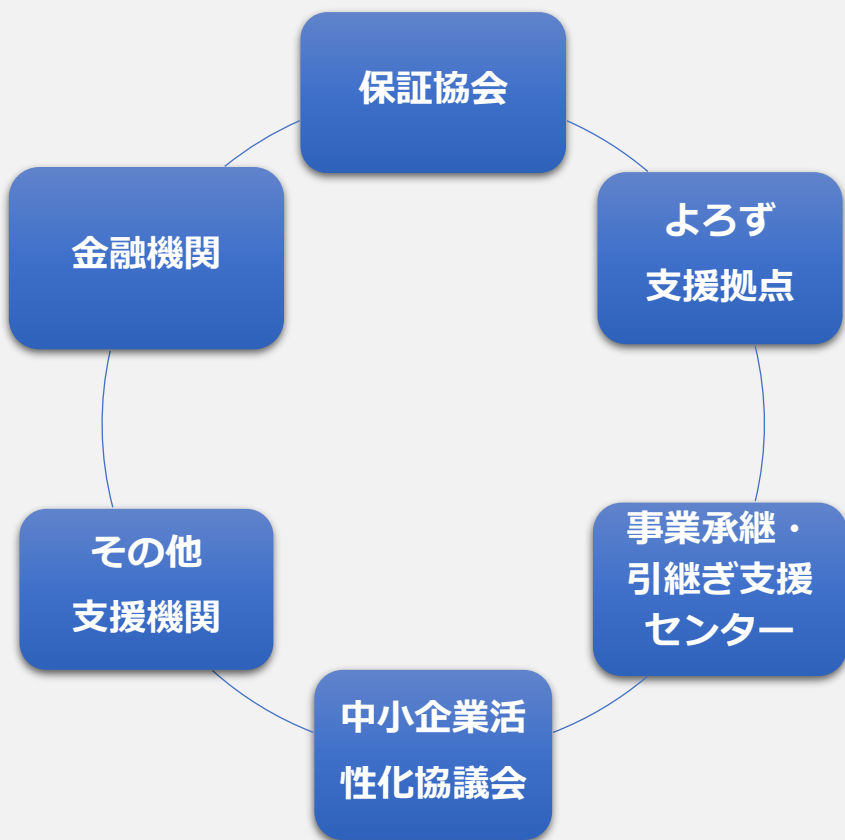
銀行・信用金庫・信用組合の従業員数 **37万2千** 人
拠点数 約 **2万2千** 拠点（2024/3末時点）

出典：
全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会 公表資料

2. 信用保証協会の経営支援

- 各支援機関等（中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点等）とは地域の実情に応じて各支援機関の強みを活かした連携を図っている。

各支援機関等との連携



主な連携内容（各信用保証協会や連携する支援機関により異なる）

- 事業者の抱える課題解決や計画策定のため、各支援機関等を紹介
- 協会職員向け研修会の講師を各支援機関へ依頼
- 協会から各支援機関へ出向することにより、協会職員の経営支援能力の向上を図る
- 定期的な連絡会議を各支援機関と実施し、協会支援先に対する認識や課題の共有を図る
- セミナー・研修等の共同開催 等

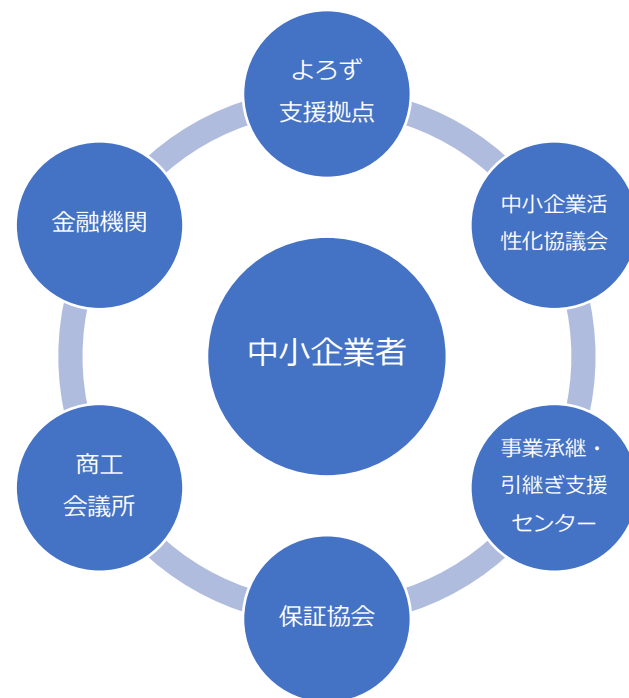
3. よろず支援拠点との連携事例

- 経営支援と金融支援の機能をもつ信用保証協会と、様々な専門家が存在し多岐に渡る相談を受けるよろず支援拠点は、各地域の実情に合った連携をしながら、お互いの強みを生かし中小企業の支援を行っている。

東京信用保証協会

よろず支援拠点が旗振り役となり、ゼロゼロ融資先等への重点支援を支援機関と協調して実施する連携体制を令和6年1月に構築（「東京チームサポート アシスト会議」の設置）。参加支援機関は、よろず支援拠点、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター、信用保証協会、商工会議所、メイン金融機関。会議では、金融機関から持ち込まれた複雑な経営課題を抱える中小企業者について、各支援機関が一堂に会したディスカッションを実施。各支援機関の特徴・得意分野を踏まえ、具体的にどの機関が支援するかを参加機関の総意で決定。

11月19日（火曜）、興産信用金庫本部（神保町支店）にて、当協会を含む4つの支援機関（東京都よろず支援拠点、東京都中小企業活性化協議会、東京都事業承継・引継ぎ支援センター）が一堂に会し、各機関の支援メニューや知見を持ち寄って、メイン金融機関とともに様々な経営課題を抱える中小企業に対する支援方針を協議する「東京チームサポートアシスト会議」を開催しました。



3. よろず支援拠点との連携事例

- 経営支援と金融支援の機能をもつ信用保証協会と、様々な専門家が存在し多岐に渡る相談を受けるよろず支援拠点は、各地域の実情に合った連携をしながら、お互いの強みを生かし中小企業の支援を行っている。

岡山県信用保証協会

令和6年5月、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点と3者間で連携した会議体「事業者支援合同カンファレンス」を立上げ。
この取組みは、各機関の情報共有のみならず、個社事案の検討を通じて、第一線の現場感を共有し、適切な支援策を協議していくことを目的とし毎月1回程度開催。

山形県信用保証協会

県内中小企業者に対する経営支援強化のため、よろず支援拠点と連携した経営相談会を実施。令和6年度は、「店舗・商品ブランディング」や「SNS・WEB活用ポイント」などの個別課題に特化したテーマで個別相談会を2か月に1度取り扱うなど、ニーズに合わせた相談会を開催。



3. よろず支援拠点との連携事例

- 経営支援と金融支援の機能をもつ信用保証協会と、様々な専門家が存在し多岐に渡る相談を受けるよろず支援拠点は、各地域の実情に合った連携をしながら、お互いの強みを生かし中小企業の支援を行っている。

宮崎県信用保証協会

資金繰り表作成ワークショップ（主催：信用保証協会、共催：よろず支援拠点）を開催。保証後のフォローアップ支援を通して多くの事業者が経営状況を把握していないことが判明。事業者自身が資金繰り表を作成することで、自社の経営状況の把握に努め、資金繰り表作成の重要性を理解してもらうことを目指した。

栃木県信用保証協会

令和6年度からよろず支援拠点に当協会職員が出向していることを契機に、よろず支援拠点、商工会連合会、信用保証協会の3機関連携支援「とちぎ中小企業応援隊」を令和7年1月に結成。他機関の支援メニューを活用した方がより効果的である場合、互いに事業者を紹介する体制を構築することで、それぞれの強みを活かした経営支援を実施。「情報共有シート」を作成し、クラウド上にて事業者情報をリアルタイムで共有できる仕組みを活用している。



信用保証協会向けの総合的な監督指針（参考）

- ・ 信用保証協会の経営支援は、各支援機関等との連携等の取組を監督指針で求められているところ。
- ① よろず支援拠点等の各支援機関等と密に連携し、金融機関に適切な期中管理や経営支援・事業再生支援等を実施するよう、促していくことに加え、自らも主体的に取り組む。
- ② 経営支援・事業再生等に従事する職員の人材育成を通じた支援能力の底上げが必要であり、各支援機関等への出向・派遣等の経験を積ませるなど、持続的な支援体制を構築する取組を行う。

信用保証協会向けの総合的な監督指針（抜粋）

Ⅱ－２ 金融機関及び各支援機関等との連携等

Ⅱ－２－１ 意義

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成30年4月施行）により、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、信用保証協会が、その業務を行うに際し、金融機関と連携（法第20条の2）を図るとともに、中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援（法第20条第2項第1号）を行うことが規定された。

加えて、**様々な課題を抱える中小企業者の課題解決に向けて、事業者のフェーズに応じたきめ細やかな支援が必要であり、財務改善等の経営改善支援のみならず、創業支援、事業承継支援等も含めた広義の経営支援（以下、「経営支援」という。）、事業再生支援などが求められているところ。**

信用保証協会は、こうした趣旨を踏まえ、金融機関に加え、商工会・商工会議所や**よろず支援拠点**、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会などの支援機関（以下、「各支援機関等」という。）と密に連携し、金融機関に適切な期中管理や経営支援・事業再生支援等を実施するよう、促していくことに加え、自らも主体的に取り組んでいくことが重要である。

Ⅱ－２－２ 主な着眼点

（略）

信用保証協会は、金融機関と連携して、有事（収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある状況）に移行してしまった場合に提供可能なソリューションについても積極的に情報提供を行う等、中小企業者の状況の変化の兆候を把握し、中小企業者に早め早めの対応を促すことが重要であり、中小企業者を取り巻く状況が変化した場合などには、資金繰り支援にとどまらない、中小企業者の実情に応じた経営支援・事業再生支援等に取り組む必要がある。

上記を踏まえ、信用保証協会は、経営支援・事業再生等に従事する職員の人材育成を通じた支援能力の底上げが必要であり、各支援機関等への出向・派遣等の経験を積ませるなど、持続的な支援体制を構築する取組を行っているか。

（以下略）